

「グループホーム萌」 認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

第1条（目的）

この規程は、有限会社美奈須が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（事業の目的）

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

第3条（運営の方針）

- 1 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 地域密着型施設の位置づけとしての運営推進会議を2ヶ月に1回開催し、貴重な意見を取り入れながら、適切な介護サービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

第4条（事業所の名称）

本事業所の名称はグループホーム萌とする。

第5条（職員の員数及び職務内容）

本事業所に勤務する職員の職務内容は次のとおりとする。

① 管理者

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者

計画作成担当者は、適切なサービス提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

第6条 (利用定員)

利用定員は、18名とする。

第7条 (介護サービスの内容)

指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助を行う。
- ② 日常生活上の世話をを行う。
- ③ 日常生活の中での機能訓練を行う。
- ④ 嘱託医師により、週1回往診日を設けて健康管理に努める。
- ⑤ 相談、援助を行う。
- ⑥ 地域活動及び行事への積極的参加を行う。

第8条 (介護計画の作成)

- 1 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境をふまえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るため、直接手渡しし署名捺印をすることとする。また、法的見直し以外にも毎月1回行う。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況について評価を行う。

第9条 (短期利用共同生活介護)

- 1 当事業は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用生活介護」という。）を提供する。
- 2 短期利用共同生活介護の利用は1の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者でなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

第10条 (利用料等)

- 1 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | |
|--|-----------------------------|
| ① 家賃 | 40,000円/月 |
| | 41,500円/月
(特別室) |
| | 37,000円/月
(生活保護の方) |
| | 38,500円/月
(生活保護の方の特別室利用) |
| ② 食費 | 朝食300円、昼食350円、夕食350円/日 |
| ③水道光熱費 | 1,150円/日 (外泊時は750円/日) |
| ④ 理美容代 | 実 費 |
| ⑤ おむつ代 | 実 費 |
| ⑥ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 | 実 費 |

- 2 月の中途における入居又は退居については、利用料金表に基づくものとする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振り込みによって指定期日までに受け取るものとする。

第11条 (入退去に当たっての留意事項)

- 1 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護であって認知の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
 - ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれのないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療する必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うように努める。
- 4 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

第12条 (秘密保持)

- 1 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であったものが、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な処置を講ずる。

第13条（苦情処理）

- 1 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

第14条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 身体拘束等の適正化について、指針の整備と併せ、法人の設置する身体拘束防止委員会にて、その対策を検討するとともにその結果について職員に周知徹底を図るとも、研修を年2回実施する。
- 4 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

第15条（損害賠償）

- 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第16条（衛生管理）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

第17条（緊急時における対応策）

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

第18条（非常災害対策）

- 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な処置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執る。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練等を行う。

第19条（その他運営についての重要事項）

- 1 従業員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 経験に応じた研修 随時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録を整備する。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規程は、平成16年4月12日から施行する。
この規程は、平成16年6月17日から施行する。
この規定は、平成18年3月31日から施行する。
この規定は、平成19年7月10日から施行する。
この規定は、平成22年5月1日から施行する。
この規定は、平成24年2月1日から施行する。
この規定は、平成25年10月14日から施行する。
この規定は、平成26年7月24日から施行する。
この規定は、平成28年3月18日から施行する。
この規定は、令和2年4月3日から施行する。
この規定は、令和5年1月1日から施行する。
この規定は、令和5年5月1日から施行する。
この規定は、令和6年6月17日から施行する。